

令和3年 月 日

鈴鹿市長 末松則子 様

鈴鹿市男女共同参画審議会

会長 藤原 芳朗

本審議会は、鈴鹿市男女共同参画推進条例第13条第2項第3号により、令和3年7月9日から2回にわたり審議会を開催し、令和2年度鈴鹿市男女共同参画基本計画の進捗状況について評価を行い、意見をまとめましたので下記のとおり提言します。

## 記

### 1. 成果指標及び課題Ⅰ 男女共同参画意識の向上に関する取組について

男女共同参画意識の普及度を示す成果指標は、昨年度の62.8パーセントから13ポイント上昇し、75.8パーセントとなった。目標値である75パーセントを上回る結果となったが、これがコロナ禍によるアンケート回答数の減少によるものならば、評価することはできない。

この数値は、市民の男女共同参画意識をはかる最も重要な指標であるため、このような事象に左右されることのないよう、常に安定した母数を確保し、有効な調査手法を検討していただきたい。

男女比率が適正な審議会などの割合については、昨年度の63.3パーセントから1.8ポイントの下落となり、61.5パーセントとなった。しかしながら、県内市町との比較ではトップであり、ある程度評価できる。今後は、女性が参画していない審議会等の解消に向け、引き続き努力していただきたい。

### 2. 課題Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進に関する取組について

管理職における女性登用率については、市行政職員及び教職員ともに上昇傾向にあるものの、全体数から見る割合は十分とは言い難い。また、自治会や議会における女性の参画は、他の自治体と比較しても非常に少ない結果となっている。これらの現状についてその要因を把握し、改善につとめていただきたい。

企業における男女共同参画については、行政から働きかけることは難しいと思うが、SUZUKA女性活躍推進連携会議等と連携し、男女間の格差解消に向け取り組んでいただきたい。特にコロナ禍においては、男女の雇用格差が広がったと言われているため、その現状を企業等と共有し、就業の確保や職場環境の改善、ワーク・ライフ・バランスなど、女性が働きやすく活躍できる環境の実現に向け、理解が得られるよう効果的な啓発等を進めていただきたい。

教育における男女共同参画については、課題Ⅲの「性に関する正しい知識の普及」にも通じることだが、ジェンダーの視点に立った人権尊重が重要であり、それを理解するためには、それぞれの年代に合わせた教育が必要である。就学前の子どもたちに比べ、就学後の子どもたちに対しての事業が物足りないように感じるため、支援やイベント等を充実させていただきたい。また、多様な性に関する取組についても、同様に推進していただきたい。

### 3. 課題Ⅲ ジェンダーの視点に立った人権尊重と性差に応じた健康支援に関する取組について

コロナ禍において市民の生活環境が大きく変化する中で、労働や生活スタイルに影響が出ており、収入の減少による貧困等、困難な状況に置かれる女性が増加していると考えられる。市における各種相談窓口において、市民目線で寄り添えるような相談を常に心がけ、相談者が何を求めているかを把握し、必要とされる施策に繋げていただきたい。

### 4. その他

コロナ禍における事業の推進については、リモートでの開催等その方法について再考する必要があると考える。

また、性の多様性について理解するという観点から、行政関係の各種申請書等に性別を記載することについて、それが必要かどうかを検討していただきたい。